

速度取締り指針

七尾警察署の速度取締り重点路線等

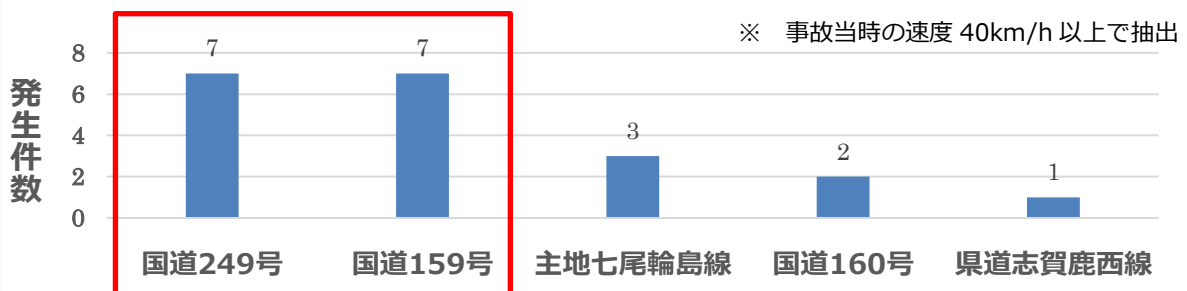
重点路線	区 域	規制速度	重点時間帯
・国道 249 号	七尾市古府町～七尾市中島町	40～60km/h (指定・法定)	8:00～10:00 16:00～18:00
・国道 159 号	中能登町高畠～七尾市藤野町	60km/h (法定)	
・県道 七尾鳥屋線	七尾市国分町～七尾市西三階町	50～60 km/h (指定・法定)	

※ 重点路線以外の路線でも、必要性に応じて取締りを実施します。

七尾警察署管内における交通事故実態

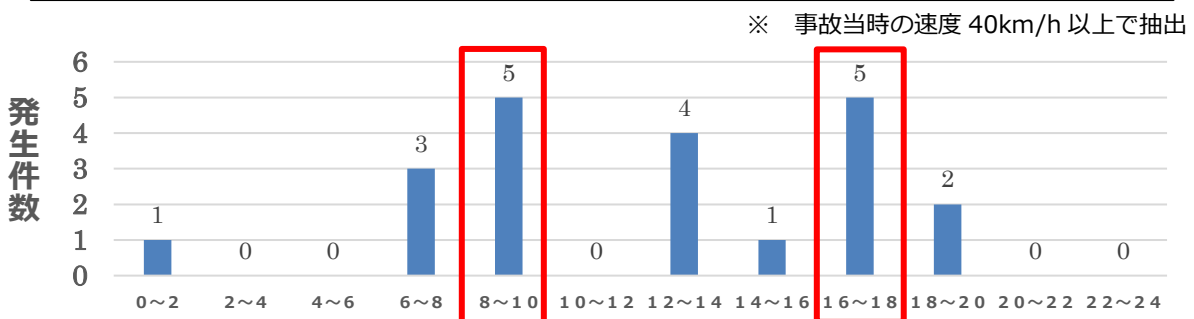
- 令和7年11月末時点での交通人身事故は、発生件数 **67件**(±0件)、死者 **3人**(±0人)、負傷者 **82人**(+4人)、うち重傷者 **9人**(-8人) となります。※ ()内は前年同期との対比
- 事故の原因は「前方不注意」「安全不確認(不十分)」で全体の約半数を占めています。

路線別 交通人身事故の発生件数 (令和5年～令和7年の各上半期合計)



過去3年間の上半期の交通事故について、車両速度が40km/h以上であったものを路線別に抽出すると、国道249号、国道159号が上位2路線となります。同路線は、交通量が多く車両の走行速度も高くなりがちであるため重点路線に指定します。その他に、過去3年間で3件の交通死亡事故が発生している県道七尾鳥屋線についても、速度抑制のため重点路線に指定します。

時間帯別 交通人身事故の発生件数 (令和5年～令和7年の各上半期合計)



時間帯別では通勤・通学時間帯である「8:00～10:00」及び「16:00～18:00」での発生が多いため、同時間帯を重点時間帯に指定します。

その他の交通違反指導取締り方針

管内における交通事故発生状況を分析し、事故が増加する時間帯や場所において、信号無視、横断歩行者妨害、一時不停止等の交通事故に直結する違反を重点として指導取締りを行います。また、飲酒運転や無免許運転など、悪質性・危険性が高い違反についても、取締りを推進します。